

災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書

【現物出資に係る事業用資産について贈与税・相続税の納税猶予】

税務署
受付印

年 月 日

税務署長

〒

住所

氏名

電話

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第27項第5号 第40条の7の10第25項第5号 において準用する租税特別措置法 第70条の7第30項 第70条の7の2第31項

の規定の適用を受けたいので承継会社が、次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日

年 月 日

事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した年月日

年 月 日

1 災害等により被害を受けた承継会社に関する事項

名称 _____ 本店の所在地 _____

2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

確認事項	① 災害が発生した年月日	令和 年 月 日
	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時点における総資産の価額	円
	③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、準用措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④ $(③ \div ②) \times 100$ 【30%以上であれば適用可】	%

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）

確認事項	① 災害が発生した年月日	令和 年 月 日
	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
	③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
	④ $(③ \div ②) \times 100$ 【20%以上であれば適用可】	%

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）

確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日：令和 年 月 日
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④ $(③ \div ②) \times 100$ 【70%以上であれば適用可】	%

※ 上記(3)に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

※欄は記入しないでください。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、当該現物出資により設立された会社（以下「承継会社」といいます。）が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第5号又は第40条の7の10第25項第5号において準用する租税特別措置法（以下「準用措置法」といいます。）第70条の7第30項又は第70条の7の2第31項の規定の適用を受けようとするときに使用します。

なお、これらの規定の適用を受けた場合には、（贈与）特定期間内において承継会社が準用措置法第70条の7第3項第9号又は第70条の7の2第3項第9号の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。

- (1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合
- (2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（(1)に該当する場合を除きます。）
- (3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合において、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）

(注) 1 「（贈与）特定期間」とは、災害が発生した日の直前の特定基準日（特定申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。なお、事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日以後に到来する最初の特定基準日が当該災害が発生した日以後に到来する場合にあっては、当該株式等を取得した日から当該最初の特定基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。

2 「特定申告期限」とは、特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。

3 資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

4 「常時使用従業員」とは措置法第70条の7第2項第1号イ又は第70条の7の2第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。

2 届出期限

災害等の発生した日から10か月を経過する日

3 書き方等

「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」については、災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様に応じ、(1)から(3)のいずれかの「確認事項」欄を記載してください。

4 添付書類

「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の(1)から(3)に応じ、次の書類を提出してください。

	添付書類	チェック欄
(1)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の <u>確認書</u> （同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （同号に係るものに限ります。）の写し	<input type="checkbox"/>
(2)	円滑化省令第13条の2第4項の <u>確認書</u> （同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （同号に係るものに限ります。）の写し	<input type="checkbox"/>
(3)	円滑化省令第13条の2第4項の <u>確認書</u> （同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （これらの号に係るものに限ります。）の写し	<input type="checkbox"/>